

平成29年生駒市農業委員会臨時会会議録

会議主管課 農業委員会
会議開催日時 平成29年7月21日(金) 午前10時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
招集者 市長 小紫 雅史
説明者 事務局 部長 石畑 欽一
局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

- 議案第1号 議席の決定
- 議案第2号 会長の選出について
- 議案第3号 副会長の定数について
- 議案第4号 副会長の選出について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 農業委員会の運営について

その他

- 補佐 開会宣言
出席者数による会議の成立を確認。
本日の会議は、第22期農業委員の任期満了後、最初に行われる会議であるため、『農業委員会等に関する法律』第27条第1項但し書きの規定により、市長が招集した。また同法律第32条の規定により公開する旨を宣言。
傍聴人なし。
市長に辞令交付を依頼。
- 市長 [農業委員会委員10名に辞令交付]
- 補佐 市長に挨拶を依頼。
- 市長 [挨拶]
- 補佐 農業委員会委員の紹介。
農業委員会事務局員の紹介。
[市長退席、部長退席]
- 補佐 会長の決定まで、農業委員会事務局長が仮議長として議事の進行役を務める。
局長に仮議長役を依頼。
- 仮議長 (局長)
議案第1号「議席の決定について」を説明。
議席については、「生駒市農業委員会会議規則」第6条第1項の規定により、「抽選で決める。」とあり、抽選で決定する。
- 補佐 議席について、抽選箱から1から10までの数字が書かれた抽選棒を一本ずつ各委員が引くことで決定する手順を説明。
- 仮議長 (局長)
意見・質問について出席委員へ確認。
[「なし」の声あり]
[抽選棒による議席番号決定]
- 仮議長 (局長)
各委員の議席について、発表。
また、農業委員会では、『農業委員会等に関する法律』第33条の規定により議事録を作成し、公表することになっており、その議事録に3名の委員の署名をいただく。
署名順番については、議席の順番に、1番 辻野委員、2番 西口委員、3番 田中委員であり、本日の議事録から署名を依頼。
- 仮議長 (局長)
議案第2号「会長の選出について」を説明。

会長の選出については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』により、互選会の中で互選することになっている。この互選会は、同規程第5条の規定により、互選資格者の3分の2以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数で決定すると規定されている。本日の会議は、10名の委員中、委員全員の出席があり、互選会は要件を満たしている。また、互選会に関する事務を管理するため、同規程第6条により、互選会の承認を得て、互選管理人一人を定めなければならないとあり、同条第2項の規定では、職員をもって充てることができることとある。

只今の互選管理人について、吉岡係長を指名してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

互選管理人は吉岡係長に決定する。なお、互選管理人については、この後の副会長選出の際も同様としてよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

副会長選出に際しても同様とする。

議案第2号「会長の選出について」は、『農業委員会等に関する法律』第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とある。

互選の方法については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』によれば、単記無記名の投票で行なう場合と、指名推薦により行なう場合があり、指名推薦の場合は、互選資格者全員の同意が必要。

今回は、指名推薦により決めたいが、よろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

指名推薦により、決めていく。誰かを推薦する意見はあるか。

○委員 中田委員を推薦する。

○仮議長（局長）

中田委員の他、推薦する意見はあるか。

〔「意見なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

他に意見は、ないか。

〔「意見なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

中田委員を、当委員会の会長とすることについて、異議はないか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』第11条第2項の規定により、中田委員を生駒市農業委員会会長と決定する。

- 仮議長（局長）
会長に挨拶を依頼。
- 会長〔挨拶〕
- 仮議長（局長）
農業委員会の会議における議長については、『生駒市農業委員会規則』第7条の規定により、「会議の議長は、会長があたる。」とある。
会長に議事進行を依頼。
- 議長
議案第3号「副会長の定数について」について説明。
『生駒市農業委員会規則』第5条第1項によると、「委員会に若干名の副会長を置く。」と規定されている。定数を決めたいが、どのように決めるか。
- 委員
議長に一任する。
- 議長
従来のおり北・中・南の各1名の3名で、副会長の定数とすることで異議はないか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長
副会長の定数は3名に決定する。
議案第4号「副会長の選出について」について諮る。
農業委員会規則第5条第2項の規定では、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」とある。職務代理の選出について、どのように定めるか。
- 委員
議長に一任する。
- 議長
副会長には、池田委員、中本委員、田中委員を推薦すると共に、前回副会長 田中委員に、職務代理を依頼したいが、よろしいか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長
全員の方の同意があったと認められる。生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程第11条第2項の規定に基づき、副会長には、池田委員、中本委員、田中委員 そして、職務代理には、田中委員と決定する。
- 議長
副会長3名に挨拶を依頼。
- 副会長〔挨拶〕
- 議長
会長・副会長決定につき、互選管理人の職をとき、互選会終了を宣言。
議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明を事務局に依頼。
- 係長
〔生駒市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明〕
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、生駒市農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱したいので、承認を求める。
〔農地利用最適化推進委員として委嘱する、7名について住所、氏名、生年月日を読み上げ。〕
審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認を宣言。
農地利用最適化推進委員に決定した7人の委員については、委嘱状を交付したい。事務局からの連絡を依頼。
〔休憩〕
- 〔再開〕
- 補佐 再開を宣言。
午前中の当臨時会において委嘱が決定した生駒市農地利用最適化推進委員に対し、委嘱状を交付する。
会長に辞令交付を依頼。
- 会長 〔農地利用最適化推進委員 7名に辞令を交付〕
- 補佐 農業委員会委員の紹介。
農地利用最適化推進委員の紹介。
農業委員会事務局員の紹介。
生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田会長に議長として議事進行を依頼。
- 議長 議案第6号「農業委員会の運営について」の説明を事務局に依頼。
〔議案読み上げ〕
- 係長 農業委員会の運営について
- ① 今後の予定について
 - ・案件に関する現地調査を実施（審議案件のあった月）
 - ・定例会開催（毎月）
 - ・農業委員会の行事（農業祭、研修等）
 - ・農地利用最適化計画策定
 - ② 農地利用最適化推進委員の当委員会への出席について
 - ③ 農地利用最適化の指針の作成について
 - ④ 委員会前の現地調査の方法について
 - ⑤ 報酬額及び請求の方法について
 - ・作業報告書の作成、提出
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 連絡用紙含めた申請書について、申請者に対してどのように対応するのか。
- 係長 現場の状況、申請の妥当性が判定できるのであれば記名、捺印し、ヒアリングしても判定困難なケースは保留し、農業委員会事務局と連携して行動して欲しい。現場の状況が不明な場合は現地確認し、例えば耕作されていない農地については耕作指導を進

めていただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」に関する意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 事務局に連絡事項等を確認。

○補佐 帽子、名刺等は後日準備する。

○議長 閉会宣言

午後 2 時 4 5 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会臨時会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号	1番	辻野 俊平
------	----	-------

議席番号	2番	西口 まゆり
------	----	--------

議席番号	3番	田中 勇治
------	----	-------
